

松阪市市民活動センター  
指定管理者業務仕様書

令和4年8月

企画振興部 地域づくり連携課

松阪市中心市街地活性化複合施設（以下『複合施設』という。）において、指定管理者が行う業務の内容及び業務の履行方法は、この『松阪市市民活動センター指定管理者業務仕様書（以下「本仕様書」という）及び『松阪市中心市街地活性化複合施設及び松阪市市民活動センター指定管理者業務仕様書』（以下「仕様書」という。）による。

## I 運営方針

複合施設内の松阪市市民活動センター（以下「センター」という。）は、市民の行う広範かつ多様な市民活動を支援することを目的とした総合的な拠点施設である。センターでは、市民活動のための活動・情報交流・ネットワーク形成の場として、地域のために地域の人々が行う市民活動を支援し、より住み良い環境と自立した地域社会の実現を目指し、指定管理者の持つノウハウと創意工夫に基づいた運営により、より質の高いサービスを利用者に提供すること。

## II 指定管理者の業務

### 1 業務に関する基本的事項

#### (1) 利用の許可について

- ① 指定管理者は、運営にあたり利用者の公平利用の確保に努め、利用者に対して不平等な扱いをしてはならない。また、正当な理由がない限り、センターの利用を拒んではならない。
- ② 指定管理者は、市民活動団体の登録及び施設・設備の利用の許可に関する権限を有し、その内容がセンターの設置目的に沿ったものであることを確認するとともに、権限を公正に行使しなければならない。

#### (2) センターの運営について

- ① センターの運営にあたり、次の事項を遵守すること。
  - ア センター設置の趣旨に即した運営を行い、その実現に向け最大限努力するとともに運営費の縮減に努めること。
  - イ 松阪市の市民活動を支援・促進する施設としての運営を行うこと。
  - ウ 常に利用者の立場に立った運営を行い、サービス等において、利用者の意見や要望を反映させること。
- ② センター運営委員会の設置について
  - ①の事項に関して、民主的な運営を行うため、指定管理者を除くセンターに登録された団体の構成員から選ばれた者及び松阪市役所市民活動センター所管課長を含め15人以内で構成するセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置すること。運営委員会は、休館日に関する事、開館時間に関する事、団体の登録の承認・取り消しに関する事、利用料金に関する事の意見を聞かなければならない。

## 2 業務内容について

### (1) センターの運営に関する業務

- ① 運営委員会に関すること。
- ② 市民活動団体の登録に関すること。
- ③ センターの受付、案内に関すること。
- ④ センターの利用の許可に関すること。
- ⑤ センターの利用料金に関すること。
- ⑥ センター備品類の貸出しに関すること

### (2) 松阪市の市民活動の活性化に資する業務

- ① 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- ② 市民活動団体と住民自治組織との交流に関すること。
- ③ 市民活動に関する調査及び研究に関すること。
- ④ 市民活動に関する相談に関すること。
- ⑤ 市民活動に係る人材の掘り起こし、育成、活用に関すること。
- ⑥ その他、市民活動の推進に関すること。

### (3) 松阪市の市民活動に関する情報コーディネート業務

- ① 市民活動の促進に関する情報の収集と提供に関すること。
- ② 広報紙の発行に関すること。
- ③ 市民活動団体の情報発信に関する支援に関すること。
- ④ 産・官・学・民の情報交流の支援に関すること。
- ⑤ 市民の情報センターとしての活用方策に関すること。
- ⑥ 情報交流サイトの運営に関すること。
- ⑦ ITに関するサポートに関すること。

## 3 業務報告について

指定管理者は、以下の内容について業務報告書を作成し報告するものとする。

### (1) 定期報告

- ① 運営に関する報告
  - ア 施設利用状況
  - イ 利用料金の収入状況
  - ウ 利用者等からの苦情とその対応
  - エ その他必要事項
- ② 業務に関する報告
  - ア 業務の実施状況

(2) 事業報告書（毎年度終了後30日以内に、報告をする。）

① 運営に関する報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

ア 運営業務の実施状況

イ 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由

ウ 利用料金の収入実績

エ 運営経費の収支状況

オ その他市長が別に定める事項

② 業務に関する報告

ア 業務の実施状況

イ 利用者アンケートの実施状況と考察

ウ その他必要事項